

長谷川会計通信

2011年9月号

今回は「消費税 Ver. 5」です

「原則(本則)課税方式 上級編」をご紹介します。

今回は、「課税売上割合」です。これは、「総収入に対して、課税対象収入がどれくらいあるか」と、いう事です。

例)

課税売上 (通常売上等)	94,500,000円	
非課税売上(地代収入)	0円	
合計収入額	94,500,000円	この時課税売上割合は(100%)です

上記なら、気にしないでよいのですが、

この割合が **95%未満**の場合は、全ての課税仕入等の税額を仕入税額控除として控除できません。

このような場合、課税仕入等の税額の内、**課税対象収入に対応する課税仕入等を区分し**

控除対象仕入税額を算出することになります。

非課税売上である有価証券の売却収入や、地代収入、土地の売却等が多額に発生した場合には、課税売上割合が95%未満になる可能性があり、該当する場合があります。

この控除対象仕入税額の計算方法は、「個別対応方式」と「一括比例配分方式」がありそれぞれ納税者に有利な方法を選択適用できます。

※尚、一度「一括比例配分方式」を選択した場合は、2年間「個別対応方式」へ変更は出来ません。どちらが有利不利は、状況によって違いますので、担当者にご相談ください。

「個別対応方式」……課税対象収入にかかる経費を1つずつ計算していく方式。

具体的には、課税仕入等について、①課税資産の譲渡等にのみ要するもの、②その他の資産の譲渡等に要するもの及び③これらに共通して要するものに区分し、①と③のうち按分した額が仕入控除できる金額となります。

「一括比例配分方式」… 対象外収入にかかる経費を課税売上割合にて案分算出する方式

来月は、「消費税の予定納税について」をご紹介します。

長谷川会計広報部
TEL 028-614-2660
FAX 028-614-2661

9月の主な税務スケジュール

○8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限…9月12日

○7月決算法人の確定申告

申告期限…9月30日

○1月決算法人の中間申告

申告期限…9月30日